

○宮崎大学医学部附属病院病理部規程

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成19年3月5日 平成20年3月19日  
平成27年9月16日 令和元年5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程(以下「病院規程」という。)第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院病理部(以下「病理部」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 病理部は、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 病理解剖に関すること。
- (2) 病理学的検査、病理学的診断に関すること。
- (3) 細胞学的検査、細胞学的診断に関すること。
- (4) 学生の臨床病理学教育に関すること。
- (5) その他病院病理業務に関すること。

(病理部長及び病理部副部長)

第3条 病理部長及び病理部副部長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第4条 病理部に病院規程第9条第2項及び第3項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員(医員(研修医)を含む。)
  - (2) その他の職員
- 2 病院規程第9条第3項に規定する技師長は、病理部運営委員会の議に基づき病院長が任命する。
- 3 技師長の任期は、原則として3年とし、再任を妨げない。ただし、任命する病院長の任期の範囲内とする。

(運営委員会)

第5条 病理部に、病理部の運営に関する事項を審議するため、病理部運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、病理部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月22日から施行する。